

情 個 審 第 4 8 号

令和5年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年11月28日付け健康諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「健康増進法に係る第二種施設における同法違反との通報への対応内容・経過記録」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第206号)

(情報公開答申第173号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った令和4年6月6日付け古保指令第11号により行った部分開示決定については、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、当該部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和4年5月20日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

「2022年〇月〇日に古河保健所総務課あてにあった第2種施設における健康増進法30条違反との通報への対応内容・経過が記録された文書」

### 2 実施機関の決定及び通知

令和4年6月6日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定し、同表の「不開示部分」欄に掲げる部分については、同表の「不開示の理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け古保指令第11号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和4年6月26日、審査請求人は、本件開示請求に係る行政文書の特定のやり直しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件開示請求に係る行政文書の特定をやり直してほしい。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が開示を請求した文書は、「2022年〇月〇日に古河保健所が受けた第2種施設における健康増進法30条違反との通報への対応内容・経過が記録された文書」であって、「2022年〇月〇日に古河保健所が受

けた第2種施設における健康増進法30条違反との通報の内容・経過が記録された文書」ではない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

##### 1 本件処分について

本件開示請求に係る行政文書の特定については、本件開示請求時に2022年〇月〇日に古河保健所が受けた健康増進法（平成14年法律第103号）に係る通報への対応内容・経過に関する古河保健所執務室に保存されている文書及び執務で使用するハードディスク内に保存されている電磁的記録について検索し、特定している。

それらはいずれも、条例第7条第2号に該当する部分を除き、審査請求人に対し、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を開示しているほか、本件審査請求時に改めて同執務室に保存されている文書及び執務で使用するハードディスク内に保存されている電磁的記録について検索したが、当該文書のほかに特定すべき文書は存在しない。

##### 2 結論

上記1のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

##### 1 本件開示請求に係る行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定し、当該文書のほかに特定すべき文書は存在しない旨主張している。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に係る行政文書の特定のやり直しを主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に本件審査請求に係る喫煙禁止場所における喫煙等に係る事案（以下「本件受動喫煙等事案」という。）の対応内容・経過について確認させたところ、実施機関の古河保健所の職員が、本件受動喫煙等事案が発生したとされる施設の所在地を訪問し、状況の確認を行ったところ、当該訪問時には、当該施設が特定の個人の事務所として使用されている様子は認められなかったとのことであった。

そして、通報後の対応内容・経過については、実施機関の保健医療部健康推進課が定める受動喫煙等事務処理の「5 受動喫煙等事案の初期対応」により、受動喫煙等事案通報（情報提供）受付票（以下「事案通報受付票」と

いう。)に記入することとしているが、本件受動喫煙等事案については、上記の訪問の結果を当該事案通報受付票に記入していなかったとのことであった。

また、当該事案通報受付票のほかに実施機関の古河保健所の職員が作成し、又は取得した行政文書はないとのことであった。

当審査会としては、上記の実施機関の回答については、不自然又は不合理な点は認められず、その回答を覆すに足りる事情も認められないから、実施機関が本件開示請求に係る行政文書として、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書を特定したことは、不当とはいえないと判断する。

## 2 別表の「行政文書の名称」欄に掲げる文書に記載された情報の条例第7条第2号該当性等について

- (1) 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に掲げる情報を除き、不開示情報とされている。
- (2) まず、「問合せメール」に記載された職員のメールアドレスのうち、実施機関が本件処分において不開示とした部分については、特定の職員を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないほか、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められないから、これを開示すべきということとはできない。
- (3) また、「令和4年〇月〇日受付 受動喫煙等事案通報（情報提供）受付票」及び「問合せメール」のうち、実施機関が本件処分において不開示とした部分で職員のメールアドレス以外の部分については、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分を除き、本件受動喫煙等事案に係る通報者又は当該事務所に係る特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる一方、同号ただし書アからウまでに該当するとすべき事情は認められないから、これを開示すべきということとはできない。
- (4) しかし、別表の「開示相当部分」欄に掲げる「令和4年〇月〇日受付 受動喫煙等事案通報（情報提供）受付票」及び「問合せメール」の部分に

については、「事務所」、「〇〇市」、「<https://twitter.com/>」などといった情報であり、これらの情報については、条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するとすべき事情は認められないから、開示すべきである。

### 3 付言

実施機関によれば、本件受動喫煙等事案については、状況の確認のため、現地を訪問したところ、当該訪問時には、事務所として使用されている様子は認められなかったとのことであるが、条例第1条にいう県の諸活動を県民に説明する責務を全うする観点から、本件受動喫煙等事案において現地の状況を確認した結果についても、事案通報受付票に記入するなど、記録を作成しておくことが適切であったと思われる。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年    | 月   | 日   | 内 容                  |
|------|-----|-----|----------------------|
| 令和4年 | 11月 | 29日 | 諮問受理                 |
| 令和5年 | 1月  | 20日 | 審査（令和4年度第10回審査会第一部会） |
| 令和5年 | 3月  | 20日 | 審査（令和4年度第12回審査会第一部会） |

別表

| 行政文書の名称                       | 不開示部分  | 不開示の理由  | 開示相当部分  |
|-------------------------------|--|---|---|
| 令和4年○月○日受付 受動喫煙等事案通報（情報提供）受付票 | 通報者氏名<br>事案発生場所<br>施設名称<br>施設所在地<br>管理権限者住所  | 条例第7条第2号該当<br>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるためのものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。 | 事案発生場所の一部<br>・ 17行目13文字目から16文字目まで<br>施設名称の一部<br>・ 18行目11文字目から13文字目まで<br>施設所在地の一部<br>・ 19行目6文字目から8文字目まで<br>管理権限者住所の一部<br>・ 29行目3文字目から5文字目まで<br>通報内容の一部<br>・ 33行目7文字目から9文字目まで |
| 問合せメール                        | 職員のメールアドレス<br>問い合わせ内容のうち氏名、施設の名称及び住所、通信規格の内容 | 条例第7条第2号該当<br>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるためのものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。 | 施設の名称の一部<br>・ 36行目10文字目から12文字目まで<br>・ 39行目7文字目から9文字目まで<br>通信規格の内容の一部（「https://twitter.com/」の部分）<br>・ 41行目1文字目から20文字目まで<br>施設の住所の一部<br>・ 44行目7文字目から9文字目まで                    |